

別表（第2条関係）

区分	事業内容	対象事業及び経費	備考
文化振興事業	文化団体が文化の振興を目的とする広域的な文化事業を行う場合に対して、奨励金を交付する。	相楽郡全域を対象とした文化事業 20千円以内 近隣市町村を対象とした文化事業 30千円以内	広域的な文化事業とは相楽郡内又は近隣市町村の関係文化団体が一体となつて行う文化事業であつて市町村の後援を得たものの
スポーツ振興事業	競技力の優れた選手等が特に認めた競技大会に参加する場合には、当該選手等に対して奨励金を交付する。	1) 世界大会 個人 20千円/人 団体 50千円 2) 全国大会 個人 5千円/人 団体 10千円	世界大会とは公益財団法人日本スポーツ協会に加盟している中央競技団体が加盟する国際競技連盟その他の公的機関、公的な団体等が主催、主管又は後援する世界規模の大会（オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード、世界選手権大会、ワールドカップ等をいう。）のこと。 全国大会とは公益財団法人日本スポーツ協会に加盟している中央競技団体その他の公的機関、公的な団体等が主催、主管又は後援する全国規模の大会（国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国身体障害者スポーツ大会等をいう。）のこと。

※精華町立小・中学校各種大会等参加費補助金交付要綱（令和2年要綱第46号）に基づく補助金との併用は不可とする。

（参考）文化振興事業について

- ①広域的な文化事業であっても単に出演団体として参加する場合は除く。
- ②精華町教育委員会社会教育文化サークル団体に登録している団体であること。

（参考）スポーツ振興事業について

- ①競技力の優れた選手等とは、予選等を勝ち抜き、又は選考された個人又は団体をいう。
- ②虚偽若しくは不正な手段により奨励金の交付を受けた場合又は大会等が開催されなかった場合は奨励金を返金すること。